

# インド商工省、国家知的財産権政策のドラフトを公表

2015年1月19日  
JETRO ニューデリー

インド商工省は、2014年12月24日付で、国家知的財産権(IPR)政策のドラフトを公表した<sup>1</sup>。本ドラフトは、本政策作成のために設置された IPR シンクタンク(既報)が作成し、12月19日付でインド商工省に提出したものである。なお、9月に、インド商工大臣は、6か月以内に策定するために、4か月以内にドラフト版をウェブサイト上に公表の上意見募集を行うとしていた(既報)。本ドラフトに対し、1月30日を締め切りに意見募集が行われている。提出先は、[ipr@nic.in](mailto:ipr@nic.in)。

同ドラフト案の概要のうち、特に特筆すべき点を抜き出したものは以下の通り。

1.はじめに/2.インドの知財制度の概要/3.展望と目的

4.方針

方針 1:知財啓発及び推進

方針 2:知財創造

- 2.2 包括的監査の上、対象グループを優先させ、ニーズに基づく特別プログラムを実施
- 2.8 国内外の大企業がインドで R&D を行い、知財を創造保護活用するよう刺激する
- 2.10 実用新案に関する新法を制定し、小発明の創造保護を促進する
- 2.12 知財創造に対する優遇税制など、成文法に基づくインセンティブを導入する。

方針 3:法的枠組

- 3.1 現行法を見直し、必要により改正、削除を行う
- 3.2 実用新案、営業秘密などの国内ニーズに対処するための新法を制定する
- 3.3 インドが関心を有する条約への加盟の検討など、条約交渉活動に積極的に従事する
- 3.4 知財関連規則/手続/運用等について、明確/簡素/合理/透明/適時なプロセスとする
- 3.5 様々な技術の標準化における知財権の役割について研究する
- 3.6 将来的な政策展開のために重要な研究分野を特定する

方針 4:知財行政及び管理

- 4.1 知財局を再組織化し、適切な自治権を与える
- 4.2 将来予測、滞貨の解消、世界的な保護制度への対応、生産性等を考慮した人員増
- 4.10 特許意匠商標総局
  - 4.10.1 登録の付与、異議の処理に関する期限設定と遵守
  - 4.10.4 意匠局の電子化を迅速化し、オンライン出願、検索を可能にする
  - 4.10.10 特許出願に対し、国家レベルの分野別優先付けの実施

方針 5:知財の商業化

方針 6:執行及び裁判

- 6.3.1 ムンバイ、カルカタ、デリー、チェンナイの高裁に特許専門法廷を設置する
- 6.3.2 案件数に応じ、推奨/指定の知財裁判所を地裁レベルで設置する
- 6.3.5 知財局のある5つの地域に知的財産審判委員会の地域審判廷を設置する
- 6.3.7 著作権審判委員会を創設するための手段を迅速に取る

方針 7:人材育成

5.最近の政府の取組(Make in India, Digital India)と知財との統合

- 7.一つの製品に用いられる複数の知財権を、同時に審査・登録を行うことの検討

6.調整・実施・監視・評価

- 関係省庁の取りまとめを行う政府内ハイレベル機関の設置

7.謝辞

(今浦 陽恵)

本内容は、日本貿易振興機構が2014年12月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありませんことをあらかじめお断りします。

<sup>1</sup> [http://dipp.nic.in/English/Schemes/Intellectual\\_Property\\_Rights/IPR\\_Policy\\_24December2014.pdf](http://dipp.nic.in/English/Schemes/Intellectual_Property_Rights/IPR_Policy_24December2014.pdf)